

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法律項及び根拠そ拠記	一 發行号名称及び記	行省告示第百二十号に關する第五条第十四号	○財務省告示第一項の昭和五十七年三月十六日告示する。昭和五十七年三月十六日告示する。
-----------	-------------	------------------	---------------	----------------------	--

し定あ争争う札価振の以律社六一法会一るた運十財十利  
 、めつ入入。<sup>。</sup>へ格替適下へ債十項律計号法め営四政回付  
 價らて札札に以を機用「平、二、第に<sup>。</sup>律のに号法<sup>。</sup>」<sup>。</sup>國庫債券  
 格され、と發によ下競闘を振替成株式第二関第へ公必<sup>。</sup>「<sup>。</sup>昭和大蔵  
 競争た価同行<sup>。</sup>「争は受け日本銀行の振替法<sup>。</sup>」<sup>。</sup>「<sup>。</sup>昭和大蔵  
 利入札競争行い<sup>。</sup>（<sup>。</sup>競争て行の振替法<sup>。</sup>）<sup>。</sup>「<sup>。</sup>昭和大蔵  
 札を入わう<sup>。</sup>（<sup>。</sup>入行と<sup>。</sup>）<sup>。</sup>「<sup>。</sup>昭和大蔵  
 おそれ<sup>。</sup>（<sup>。</sup>札わすれ<sup>。</sup>）<sup>。</sup>「<sup>。</sup>昭和大蔵  
 いのに<sup>。</sup>（<sup>。</sup>札わすれ<sup>。</sup>）<sup>。</sup>「<sup>。</sup>昭和大蔵  
 て利お入価値<sup>。</sup>（<sup>。</sup>れ<sup>。</sup>）<sup>。</sup>「<sup>。</sup>昭和大蔵  
 募率い札格格とる<sup>。</sup>そ規<sup>。</sup>（<sup>。</sup>）<sup>。</sup>「<sup>。</sup>昭和大蔵  
 入とてで競競い入の定<sup>。</sup>（<sup>。</sup>）<sup>。</sup>「<sup>。</sup>昭和大蔵



## 七

ハ　ロ　イ  
払

特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	札	非
別		債	発	競	札	格	入	価	・	別	債		發	競
参	市	行	争	發	競	金	札	格	第	参	市		行	争
加	場	入	行	争	額		發	競	I	加	場		入	

ハ　ロ　イ

八	千	七	八	二	で	た	条	特	六	は	き	第六	つ	定	円	百	に	規	関	九	は	づ	る					
千	八	億	万	兆	千	利	第	別	七	利	第	別	千	、	發	六	十	い	に	、	八	つ	定	す	千	、	き	法
円	百	五	五	五	八	付	一	会	億	付	一	会	三	額	行	十五	て	基	同	十	い	に	る	七	額	發	律	
三	千	千	千	百	百	國	項	計	五	國	項	計	百	面	し	二	億	は	づ	法	四	て	基	法	百	面	行	第
十	百	九	九	百	三	債	の	に	千	債	の	に	五	金	た	条	四	、	き	第	億	は	づ	律	六	金	し	二
四	八	九	九	万	八	付	一	規	萬	規	萬	額	利	第	百	額	發	四	六	、	き	第十	額	た	条			
億	万	十	十	六	二	つ	定	す	円	つ	定	す	円	で	付	一	三	面	行	十	千	額	發	四	万	で	利	第
六	円	億	三	千	三	億	い	に	る	い	に	る	六	國	項	十	金	し	七	九	面	行	十	円	四	付	一	
千			三	千	三	債	い	に	る	い	に	る	六	國	項	五	額	た	条	九	金	し	六	、	千	國	項	
三	百	二	二	百	二	づ	律	づ	律	四	づ	律	四	債	規	万	で	利	第	百	額	た	条	特	百	債	の	
八	八	百	百	十	四	額	き	第	額	き	第	百	に	定	円	九	付	一	三	で	利	第	別	七	に	規		
十	十	四	四	万	十	金	發	四	面	發	四	九	つ	に	、	千	國	項	十四	付	一	会	十	つ	定			
						行	十	金	行	十	十	い	基	同	八	債	の	五	千	國	項	計	三	い	に			
						額	七	額	七	額	七	億	て	づ	法	百	に	規	万	三	債	の	に	億	て	基		

十 三 二	十 口 イ 一	十 発	九 振 額 最
経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 価 発	替 低 額 単 面 位 金	行 争 非 者 入 価 ・ 札 格 第	行 争 非 者 入 価 ・
過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行 行			
利 入 価 ・ 別 債 行 争 發 競 価			
子 率 札 格 第 參 市 及 入 行 争 格 日			

二十九十八十七十五

十四

払者入払元償償  
込札場利還還  
期参所金金期  
日加支額限予以

初  
期  
利  
子

平成財務大臣から通知を受けた者  
二十七年三月十六日  
本面成子、支年銀金二をそ  
行額十支の期月百九  
から年う以し五円年う以し五  
に三。前、日つ月六各及  
き十月支び百五間  
円日にお五  
属に十すお五  
るい日

規下は期た期平定、  
額け住よるがをじ額よに座も  
す次そ銀額しニ二を  
る号の行を、十を  
期及翌休支次七控  
日び営業払の年九除する  
に第業日う算九月。  
つ十日に式月に  
い六にたに十  
て号支當だよ五  
同に払たしり日  
じおうる、算を  
。いへと支出支  
。て以き払し払

額面金額  $\times \frac{0.1}{100 \times 2}$

該用該算人す該五當算る中  
たを非式でる國を該式もの  
金受居にあ者債乗金にの口